

愛知県事業認定審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県事業認定審議会条例（平成14年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、愛知県事業認定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第25条の2第2項の規定により知事から審議会の意見を求められたときは、審議会を招集しなければならない。

2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合に該当すると審議会が判断した場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 一 非開示情報が含まれる事項について、審議等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合

2 前項ただし書の規定により、会議の全部又は一部を公開しない決定をした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(議決に参加できない委員)

第4条 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議決に加わることはできない。

2 前項の議事に直接の利害関係を有する委員とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 土地収用法第8条に規定する起業者、土地所有者及び関係人
- 二 前号に規定する者のほか、審議会が議事に直接の利害関係を有すると認める者

(答申書)

第5条 答申書には、事業の認定の可否の妥当性につき、議決に参加した委員全員が署名するものとする。

(会議録)

第6条 審議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。

2 前項に基づく会議録の保存年限は、5年とする。

(会議要旨)

第7条 審議会の会議要旨は、公表する。

(公印)

第 8 条 審議会の公印は、別表のとおりとする。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、建設局土木部用地課において処理する。

(雑則)

第 1 0 条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 3 月 1 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

公印の名称	寸法（各辺の長さ ミリメートル）	ひ な 型	用 途
愛知県事業認定 審議会会長印	2 5	愛 知 県 事業認定 審 議 会 会 長 印	一般文書用